**鳥取県補助金等審査会（鳥取県ストレスオフ活動**

**拡大事業補助金審査会）委員を募集します！**

「鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金」の補助対象事業の決定にあたり、幅広く県民からの意見を「鳥取県補助金等審査会（鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金審査会）」に反映させるため、県民参画基本条例第１０条の規定に基づき、公募委員１名を下記のとおり募集します。

|  |
| --- |
| ■　募集人数　1名  ■　応募資格　次のアからカまでの要件を全て満たす方  　ア　令和２年４月１日現在、県内在住の満18歳以上の方で、男女共同参画や男性の家事・育児参画促進に関心がある方  　イ　本補助金の交付希望（予定）団体に属さない方又はその関係者でない方  　ウ　書面による事前審査及び鳥取市内で平日に開催する審査会に参加できる方  （審査会は５月頃の開催を予定）  　エ　委嘱時に、県の他の執行機関委員及び附属機関委員に就任していない方、または就任予定のない方  　オ　鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方  　カ　県議会議員及び県職員でない方  ■応募方法  　①裏面の様式に、住所、氏名、年齢、性別、職業、連絡先、応募理由・男女共同参画や男性の家事・育児参画への考えを記入して、持参、郵送、ファクシミリ、又は電子メールのいずれかで応募してください。  ※様式は鳥取県女性活躍推進課のホームページからダウンロードできます。  ■選考方法  　ア　応募資格を満たす方の中から、提出された書類内容に基づき書面審査を行い決定します。  　イ　選考結果は、速やかに応募者全員に通知します。  ■応募期限  　令和２年４月１６日（木）＜当日消印有効＞  ■審査会の概要  　（１）審議事項　本補助金の補助対象事業の採択に関する事項  （２）委員構成　委員５名以内（うち、公募委員１名）  　（３）開催時期　年１回程度（５月の開催を予定）※提出された書類に基づき事前に書面審査を行います。  　（４）任　　期　委嘱の日（令和２年５月中旬予定）から令和２年１１月３０日まで  　（５）そ の 他 県の規定に基づき、報酬及び旅費を支給します。 |



【提出・お問合せ先】

〒680-8570　鳥取市東町一丁目220

鳥取県令和新時代創造本部女性活躍推進課

電 話：0857-26-7791

ﾌｧｸｼﾐﾘ：0857-26-8196

電子ﾒｰﾙ：jyosei-katsuyaku@pref.tottori.lg.jp

**鳥取県ストレスオフ活動拡大事業補助金審査会委員**

**公募委員応募用紙**

令和２年　　　月　　　日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （ふりがな） |  | | 性別 |  |
| 氏名 |  | |
| 住所 | （〒　　　　　－　　　　　　） | | | |
| 生年月日 | 年　　　　月　　　　日　（　　　歳） | | | |
| 職　　業 |  | | | |
| 連絡先  （電話は連絡の取れる番号をお願いします。） | 電話（または携帯） | －　　　　　　　　－ | | |
| ファクシミリ | －　　　　　　　　－ | | |
| 電子メール |  | | |
| 応募資格の確認  （該当する項目にチェックを入れてください。すべてを満たす方に応募資格があります。） | * 令和２年４月１日現在、県内在住の満18歳以上の方で、男女共同参画や男性の家事・育児参画促進に関心がある方 * 本補助金の交付希望（予定）団体に属さない方又はその関係者でない方 * 書面による事前審査及び鳥取市内で平日に開催する審査会に参加できる方   （審査会は５月頃開催予定）   * 鳥取県附属機関条例（平成２５年鳥取県条例第５３号）第２条に基づき設置される附属機関の委員でない方。 * 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方 * 県議会議員及び県職員でない方 | | | |
| 記述欄  （応募理由及び男女共同参画や男性の家事・育児参画促進についてのあなたの考えや感じていることなどについて、400文字程度でお書きください。） |  | | | |